

補完的輸出規制の見直しに関する政省令等の公布 及びパブリックコメント募集結果について

CISTEC 事務局

補完的輸出規制の見直しに関する政省令等の改正案について、本年1月31日よりパブリックコメントが募集され、それを踏まえた内容が4月4日に閣議決定、同9日に公布された。本年10月9日に施行される。

また、政省令等の公布とともに、同日、パブリックコメント募集により提出された意見に対する回答も公開された。

CISTECでは今回の改正案について、以下のとおり、意見を提出したところであり、それぞれの意見に対する回答結果を紹介する。

【CISTEC 提出意見】

https://www.cistec.or.jp/service/cistec_teigen/meti_teigen2024/data/20250301_09.pdf

【パブリックコメント募集結果】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000291440>

改正概要資料

以下、経産省のホームページに掲載。

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/seirei/20250409_gaiyo01.pdf

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/

[seirei/20250409_gaiyo02.pdf](#)

公布された政省令・告示

以下、経産省のホームページに掲載。

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law09-2.html#250409>

■今後の予定

・2025年10月9日（木）施行

パブリックコメントへの回答概要

1. CISTEC 提出意見に対する回答

■総論関係

意見1

今回の通常兵器キャッチオール規制の改正は、安全保障情勢の変化を踏まえて、武器禁輸国向け以外であっても客観要件を適用するという輸出管理上の必要性和、産業界との対話を通じて、輸出者がこれに対応する上での手続き負担の軽減とを両立させるために、規制範囲を明確化した上で許可を要する局面を最小限にする制度設計となっているものと受け止めています。

今後、施行段階では、調整が必要な局面も出てくるかもしれませんが、密な意見交換を通じて適切な

運用となるよう、よろしくお願いします。また、中小企業、アカデミアも含めて、各種のアウトリーチを通じて、理解が促進されるようお願いします。

【回答】

いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

意見 2

これまで、武器禁輸国以外の一般国向けであっても、自主管理の観点からご当局が懸念を有してインフォームがあり得る場合を探るために、ご当局にご相談に行き様々調査を行う例もある一方で、特段懸念を探ることなく輸出する企業もありました。今回の改正での客観要件追加の議論を通じて、ご当局が懸念性が高いと捉え、輸出者の如何を問わず、許可対象とする上での判断材料とすべき品目、ユーザーが明示されたことから、企業間の公平性も担保され、自主管理上の負担も軽減されることになったと受け止めています。

【回答】

いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

意見 3

輸出貿易管理令別表第1の16の項(1)の品目(HSコードで指定された品目)を他の貨物に組み込んだ場合は、「輸出統計品目表の解釈に関する通則(<https://www.customs.go.jp/yusyutu/2017/data/tuusoku.pdf>)」に従って、他の貨物全体としてのHSコードを設定することになります。

今回の16の項(1)やロシア制裁等、HSコードで規制される昨今、HSコードへの正しい理解がますます重要になると認識しております。「輸出統計品目表の解釈に関する通則」の考え方は税関HPに掲載されていますが、経済産業省と財務省と連携して、啓蒙活動を進めて下さいますようお願いします。

【回答】

いただきました御意見は、今後の参考にさせていただきます。

意見 4

輸出令の16項(1)として貨物を掲げ、省令でHSコードが規定されている(ロシア制裁以降、HSコードで規定される品目が増えていると認識しています)。輸入のHSコードは、税関による「事前教示制度」があり書面での回答を得ることができますが、他方、輸出のHSコードは、税関による書面回答制度は現状なく、口頭(電話や税関の窓口での照会)又はEメールで照会を行うだけに留まっています。HSコードで規定される品目が増えている現状において、経済産業省からも税関に対し、書面回答を前提とした「事前教示制度」を新設するための働きかけをお願いします。

【回答】

いただきました御意見については、今後の参考にさせていただきます。

意見 5

今後の「中期的課題等」の検討において、キャッチオール規制の規定ぶりをわかりやすいものにするようお願いします。

【理由】

新設された輸出令第1条3項と第4条2項三号については、以下のようなものと理解しています。すなわち、

- ・外為法第48条2項は、主として迂回輸出防止を目的とする規定であるが、政令が定められていなかったため、適用対象はなかった。
- ・今回の改正で、グループA国経由の迂回輸出防止を目的として政令を定めることとなった。適用対象とするのは、キャッチオール規制の対象品目である輸出令別表第1の16の項に掲げる貨物を輸出する場合に、インフォームがなされる場合となる。
- ・法技術的には、従来のキャッチオール規制の規定パターンと同様に、輸出令第1条3項に

より、別表第1の16の項に掲げる貨物をグループA国を仕向地として輸出する場合全体を許可対象とした上で、その適用はインフォームがなされる場合に限られることを規定するために、第4条2項三号を設けることになった。

このような趣旨であることは理解できますが、外為法体系でわかりにくいと言われる項目の一つがキャッチオール規制の規定ぶりです。中小企業含めて法令遵守を徹底する上でも、制度の規定ぶりのわかりやすさは重要です。今後、産構審小委提言での「中期的課題等」について検討される場合に、その規定ぶりをわかりやすくする等の検討もお願いします。

【回答】

原案の条文により、許可を受けなければならない場合については明らかと考えますが、条文が複雑で理解しがたいとの御意見に対しては、ホームページ等により制度の周知を図って参ります。

■「通常兵器」の解釈関係

意見6

通常兵器（武器）の具体的内容、範囲が明確になるよう、国際レジームのワッセナーアレンジメント（WA）が定めている武器リスト（ML）に準じたものとするか、MLを追加する形でそれらの品目が含まれることを明確にすることについて、ご検討をお願いします。

【理由】

通常兵器のキャッチオール規制は、（貨物については）輸出令別表第1の1の項の貨物（武器）の開発、製造、使用のために用いられるものとされていますが、同項の品目規定が漠然としているため、同規制の対象となるのかが的確に判断することが難しいという課題があります。国際レジームのWA/MLでは「武器」の内容、範囲を明確に示されていますが、そこに掲載された品目が1の項では明示されておらず、どの項目の範疇に入るのかも明確ではありません。

ん。一例を挙げると次の通りです。

- ①軍の近代化に大いに資するC3IやC4Iについては、WA/MLでは、明確にML21.b.にてソフトウェアとして規定されています。（貨物としてはML11.の電子機器と思われます）。一方、外為令別表では、1の項の技術を「輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術」としていますが、1の項に貨物の明示がない（例えばC4Iシステム等）ため、C3IやC4Iがどの品目でカバーされているのか分からず、規制されていないとの誤解を生じる可能性があります。
- ②同様に、地上用レーダーも該当する品目が見当たりません。
- ③自機防御装置も1の項には明示がありませんが、WA/MLでは、ML4.c.で明確に規定した上で、民間航空機に搭載している状態及び具体的な機能、性能をもって除外しています。（なお、軍用航空機搭載型電子妨害装置はECMを指しているものと思われます）。

WA/MLについては、我が国においても既に、北朝鮮制裁に係る貨物検査法に基づく政令に委任された告示（※）において、WA/MLが「武器」の内容を示す国際標準であるとの国会答弁の下に、規定されています（最初は閣議決定を要する政令で規定され、後に迅速履行の必要性から告示に委任されたという経緯があります）。

同告示の内容を、そのまま輸出令別表第1の1の項に代替させるか、それが諸般の事情で難しいのであれば、追加する形にすることは可能ではないかを思われます（例えば、(18)にWA/MLを反映した上記政令（で委任された告示）で定める「武器」部分を規定し、「(1)から(17)に該当するものを除く」とすること等により、既存規定の維持と「武器」の具体的内容の明確化を両立させる方法はあるのではないかと思います。）。)

※ 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表1の項及び2の項の規定に基づき物資を告示する件

【回答】

輸出令別表第一の規定により、許可を受けなければならない場合については明らかと考えますが、的確に判断することが難しいという御意見は今後の参考にさせていただきます。

【意見 7】

輸出令別 1 の 1 の項の品目は、武器品目であり、武器専用品を意味するとの本来の考え方に立った運用を行っていただき、混乱を招くことがないようお願いします。

【理由】

1 の項の各品目の該非の運用に関して、ご当局の一部で、時として、本来の武器品目の考え方（軍用として特に設計された武器専用品）に反して、「軍が使用するもの」と捉えたご指導がなされて困惑するという声が聞かれます。しかし、1 の項は武器専用品であり、2 の項以下が、1 の項の開発、製造、使用に使われる恐れがある汎用品を規定したものだということは明らかですし、経産省 QA においても明確にされています（「当該貨物の形状、属性等から客観的に武器専用品と判断できるもの」）。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda01.html#:~:text=%E3%80%90%E5%AE%9A%E7%BE%A9%E3%80%91-,%E2%96%BCQ%E7%BC%92%E7%BC%8D%E7%BC%91%3A%E8%B3%AA%E5%95%8F%C2%A0%202014/4/1,-%E3%80%8C%E9%98%B2%E8%A1%9B%E8%A3%85%E5%82%99%E3%80%8D%E3%81%A8>

また、例えば、「軍用航空機、軍用無人航空機及び軍用航空機用原動機の解釈について」（輸入注意事項 57 第 4 号（57.3.15）最終改正：令和 3 年 12 月 22 日付け・輸入注意事項 2021 第 22 号）などにおいても、「軍用」とは「軍用に特に設計したもの」との解釈が上記 QA と同様に示されています。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/03_law/download_yunyu/57_4tsutatsu_gunyokouku_ki_kaishaku.pdf

なお、具体的品目が示されないままに、「軍用に特

に設計したもの」に該当するのか、他の民生用途があるのかといった判断は難しい面もあることから、判断の上での誤解や負担が生じないように、前掲のように、WA/ML の準用又は追加が適切と思われます。

【回答】

いただきました御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。

■「入手した文書等」の解釈関係

【意見 8】

告示の第一号中の「その他の輸出者が入手した文書等」第三号の「三 前二号に掲げるもののほか、その貨物の輸出に際して、輸出者がその内容を確認した文書等」というものがあり、従来通りとなっています。これは、当該輸出者の取引実態や商習慣の範囲で入手することが通例であるような文書であり、有償の様々な企業データベース等で入手した文書やデータは含まれないことを QA 等で明らかにしていただくようお願いします。

【理由】

キャッチオール規制では、品目、用途、需要者を限定し、更に明らかガイドラインを適用することによって、許可申請を要する場合を極力限定するとの考え方に立って、設計されています。用途要件、需要者要件にしても、契約書や取引相手側か連絡を受けた場合などに限定されています。今回の制度改正の際に示されたフロー図においても、その考え方が前面に出ています。こういう考え方で制度設計されている中では、「その他の輸出者が入手した文書等」も、当該輸出者の取引実態や商習慣の範囲で入手することが通例であるような文書と捉えることが適当と思われます。

また、もし、有償の様々な企業データベース等で入手した文書やデータまで含まれることとなれば、自主管理をしっかりとやらねばやるほど許可申請義務が生じてしまい、不測の法的責任追及を受けるということになるのであれば、むしろ何も調べない方向にしたほうがいいという方向にインセンティブが働いてしまいます。また、産構審小委報告書でも、随所に「企業間の公平性」担保の必要性が指摘されてい

ます。その観点からも、様々な有償データベースで調べるほどマイナスとなってしまうことは公平性を損ねることになりかねません。

このような事態は、ご当局としても意図するものではないと思いますし、自主管理の充実を安心して行うためインセンティブとするためにも、上記意見のように明らかにしていただくことを強く要望するものです。

なお、上記のように、規定の適用が不透明、不安定となる懸念を排除するために、今後、「中期的課題等」の検討の際に、その一環として「その他の輸出者が入手した文書等」「輸出者がその内容を確認した文書等」といった規定の存続の必要性についてもご検討をお願いします。

【回答】

補完規制通達では、従前より、「輸出者等は、…入手した文書その他の情報のうち自らにとって都合の悪いものに対し目隠しをしないこと」と規定しております。輸出管理当局としても、輸出者の自主管理の充実を図るため、アウトリーチ活動や立入検査の重点化等を通じて、企業等間の公平性が担保できるよう責任ある自主管理の徹底を推奨してまいります。フロー図はあくまで判断の仕方の一例を簡易的に示したものにすぎません。実際の判断に当たっては政省令等をご確認ください。なお、いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

■明らかガイドライン関係

意見9

明らかガイドラインの項目②と⑦の内容では、合理的理由にならない場合が多く起こると考えられ、制度の主旨から離れた判断につながる可能性が高いと思います。例えば、スタートアップ企業等、起業して間もない会社であれば「当該貨物等に関する事業経験がほとんどない」にあたってしまうでしょうし、運送貨物運送会社が輸送用の機器を購入することもありうると思います。また、企業間の一般的な取引において製品機密をまもるために「原材料の組み合わせに関する情報を提供しない」こと

はおうおうにしております。②と⑦の書きぶりについて、制度の主旨に照らし適切なものに改正していただきたいと思います。

【回答】

明らかガイドラインは需要者要件に該当することを前提に、当該取引においては通常兵器の開発等以外に用いられることが明らかであるかを判断するにあたり確認するものです。米国E A RのRed Flagsにも同様の規定があることから、制度の趣旨に照らして適切なものと考えておりますが、いただきました御意見については、参考にさせていただきます。

意見10

⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、次のいずれにも該当しないこと。

イ～が一致しないこと。

ロ～が払拭されない事項がないこと。

「イ～一致しないことに該当しないこと」「払拭されない事項がないことに該当しないこと」と二重否定になっているため、分かり難いです。

【回答】

ご指摘を踏まえ修正いたしました。

■外国ユーザーリスト関係

意見11

通常兵器版の外国ユーザーリストが導入されることになったことは、明確性、予見可能性の面で優れており、中小企業等も含めて、注意が必要なユーザーがわかるため、適切な措置と受け止めています。外交的配慮は必要ということは理解しますが、上記の観点からは、ご当局が懸念を有する者はできるだけ掲載していただけるようお願いします。それによって、我が国の輸出管理の底上げにつながるものと思います。

【意見】

現行の外国ユーザーリストは、外国当局等との情報交換等を通じて掲載していると理解していますが、西側諸国では、米国の Entity List などのように、禁輸リスト、懸念者リストが様々あります。掲載理由にはさまざまあると思われますが、外国当局との情報交換を通じて、それらのうち、我が国にとっても懸念があり注意管理が必要と考えられるユーザー等については掲載していただくようお願いします。我が国としての輸出管理であるため、極力「自前」のリストで運用されることが望ましいと思われます。

【回答】

いただきました御意見については、今後の参考にさせていただきます。

意見 12

誓約書に違反した輸入者、ユーザーで、悪質と思われる者については、外国ユーザーリストに積極的に掲載することは、他の輸出者が迂回輸出等に巻き込まれることの防止につながるため、ご検討をお願いします。

【回答】

いただきました御意見については、今後の参考にさせていただきます。

意見 13

今後「外国ユーザーリストに掲載されていない懸念需要者の情報提供のあり方」のご検討をお願いします。

【回答】

いただきました御意見については、今後の参考にさせていただきます。

■運用関係

意見 14

現在、経産省 HP に掲載されている「補完的輸出規制（キャッチオール規制等）輸出許可申請に係る

手続きフロー図 <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/kanri/catch-all/frouzu.pdf>」には、「上記フローは、一つの参考例を示したものであり、手続等の手順は各企業に委ねられるものである」と記載されています。

同じようにパブコメの補足説明資料「補完的輸出規制の見直しについて」P.5 の「通常兵器キャッチオール規制の客観要件に係る手続フロー（一般国向けの場合のイメージ）」も「一つの参考例を示したものであり、手続等の手順は各企業に委ねられるものである」という理解でよろしいでしょうか？

【回答】

ご理解の通りです。

手続フローはあくまで判断の仕方の一例を簡易的に示したものにすぎません。確認の手順は輸出者の事情に応じて行っていただいて差し支えなく、用途、需要者の確認から行っていただいても問題ございません。

意見 15

- ・ 16 項 (1) の判定が必須と誤解してしまう
- ・ 該非判定において 16 項 (1) と (2) の峻別が不要であることを明確化して欲しい
- ・ 該非判定書に 16 項 (1)、(2) の区別が不要であることを明確化して欲しい

以上に関して、混乱を招かないためにも、Q&A 等で明確化をお願いします。

【回答】

16 の項 (1) に該当する貨物であるか否かについては、輸出者として、当該輸出が通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるか（客観要件）を自ら判断する際に検討が必要となるものであり、16 の項 (1) に当たる事のみをもって直ちに輸出許可申請すべきとするものではないことから、該非判定を要するものではありません。

具体的には、国連武器禁輸国・地域に輸出する場合は 16 の項 (1)、(2) のいずれについても客観要件に該当すれば許可申請が必要です。その他のグループ A 以外の地域向けに輸出

する場合は、16の項(1)に当たる場合には客観要件に該当するか又はインフォームを受けない限り、16の項(2)に当たる場合には、インフォームを受けない限り、許可申請は必要ありません。

今回の制度内容等については、こうした点を含めホームページ等を利用し、周知して参ります。リスト規制においても、輸出令別表第一で規定される品目を貨物等省令でスペック等につき詳細を定めており、構造的な問題はないものと考えておりますが、いただきました御意見については、今後の参考にさせていただきます。

意見16

輸出令別1の1項から15項 該当貨物については税関への輸出申告時に該当項番(NACCSコード)を申告する必要がありますが、16項(1)に該当する貨物について税関への輸出申告の際に特段の対応は必要ないという理解でよろしいでしょうか？

【回答】

今後、施行までの間にQ&A等により明確化させていただきます。

意見17

通常兵器CA規制について、16項(1) 該当貨物はHSコードで指定されていますが、HSコードの6桁レベルの見直しは、世界税関機構(WCO)が定めたスケジュールに基づきほぼ5年ごとに行われています。対象となる品目のHSコードの変更がある場合には通常兵器CA規制自体も同期して変更となるのでしょうか？

【回答】

ご理解のとおりです。

■ 16の項(1)に掲げる貨物の規定ぶり関係

意見18

輸出貿易管理令別表第1の16の項(1)の内容と実際に規制する品目(貨物等省令の第14条の2の内容)にずれが生じています。16の項(1)に品目名

を記載するのであれば、貨物等省令の第14条の2に記載のHSコードの品目名と整合性が取れる記載に修正をお願いします。品目を記載することが難しいのであれば、このような不整合を防ぐため、16の項(1)も貨物等省令の第14条の2と同じくHSコードを記すのは如何でしょうか？16の項(2)もHSコードで記載されているため、記載方法の統一の観点からもその方が望ましいと考えます。

しかし、HSコードのみの記載では分かり難いということで、今回、品目名を記載したのであれば、正確な記載をお願いします。

【理由】

別表第1の16項(1)への記載は、HSコードの紙4桁の品目に対する輸出統計品目番号表の品名がそのまま記載されています。実際の規制品目は貨物等省令で詳細なHSコード(品目によってはHSコード上6桁での規制)が記載されているため、実際に記載されていない品目も別表第1の16項(1)上で規制品目として記載されており、適切な理解の妨げとなっています。

例えば、16項(1)の11「マイクローム」という個別の貨物名が掲載されています、マイクロームのHSコードは9027.90であるため16項(1)の規制品目ではありません。

【回答】

※上記「意見15」に対する回答と同様

■ CP関係

意見19

今回の改正により、CP変更の届出が新たに必要となるのでしょうか。もし必要であれば、その時期がいつまででしょうか。

【回答】

今回の改正は、輸出者等遵守基準や輸出者等遵守事項そのものに関する改正ではないため、必ずしもCPの内容変更を行う必要はありません。

ただし、本制度改正に伴う貨物等の輸出等を

行っている場合において、現行のC Pの規定で対応できない場合には、内容変更の必要が生じますので、ご留意いただく必要があります。

■包括許可取扱要領関係

意見 20

正規軍向け取引の場合における対象地域において、防衛装備移転協定を締結した以下の現状追加案に加え、スリランカ及び UAE も検討頂きたい。(台湾等、ほかにもシーレーン上は重要と思われる国はありますが)

(現状追加案:インド、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア)

【理由】

スリランカはインド太平洋シーレーン上の要衝に位置する重要国であり、近年防衛省を主に同国との防衛協力・交流を強化しており、意見提出者(以下当社という。)の同国代理店を経由した同国正規軍関連取引も堅調な増加基調にある。同じく当社と正規軍関係の取引があります。インド、インドネシアとも隣国である同国も加えることは、当社及び同国側(代理店、需要者(軍))の手続き合理化に大幅に貢献することが期待され、ひいてはインド洋シーレーンの安全保障強化という国益にも寄与します。

UAE については、令和 6 年 1 月に日・アラブ首長国連邦(UAE)防衛装備品・技術移転協定が発効しており、インド等同様、追加すべきと考えます。

資料①令和 6 年度防衛白書記事抜粋

(<https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2024/pdf/R06zenpen.pdf>) の P.391

資料②防衛省 HP 記事抜粋

(https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/2021/20210706_lka-j.html)

資料③ 外務省 HP

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00188.html)

【回答】

いただきました御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

意見 21

防衛装備関連の許可にあたって、付随的に取引されるキャッチオール品目の取り扱いについて、実務に配慮した包括許可範囲の設定をいただき、詳細な目配せに感謝いたします。

特別一般包括許可の範囲に関して、「同一の契約」とありますが、提出書類通達にも記載のとおり、必ずしも契約書に依らず注文書等に基づく取引、それに基づく許可もございますので、「契約書等」としていただくか、そのような許可の場合はこれを排除するものではないことを Q&A 等で解説をお願いします。

【回答】

ご指摘を踏まえ修正いたしました。

■罰則関係

意見 22

外為令第 17 条第 2 項および輸出令第 1 条第 3 項は、それぞれ外為法第 25 条第 2 項および第 48 条第 2 項を根拠としているが、違反時の罰則が外為法第 25 条第 1 項および第 48 条第 1 項と異なる(軽減されている)、この認識で問題ないでしょうか。

(例)

- 外為法 25 条第 2 項:「5 年以下の懲役または 1,000 万円以下の罰金」(第 69 条の 7)

- 外為法 25 条第 1 項:「7 年以下の懲役または 2,000 万円以下の罰金」(第 69 条の 6)

【回答】

ご認識の通りです。

■その他

意見 23

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000287289> の P.28

【意見】

「おそれがある省令」という記述は正しくは「おそれがある場合を定める省令」ではないでしょうか。

【回答】

ご指摘を踏まえ、修正いたしました。

意見 24

経産省説明資料「補完的輸出規制の見直しについて」の P.4 の表でおそれ貨物 34 品目は「『一』※ 16 項 (1) 品目と重複排除」となっていますが、「『〇』※ 16 項 (1) 品目と重複排除」ではないのでしょうか？

16 項 (1) の品目と通常兵器おそれ貨物との関係性が不明確のように思われます。おそれ貨物で規定されていて、16 項 (1) に該当しない貨物は一般国における通常兵器転用はないということでしょうか？

【回答】

補完規制通達において、おそれの強い貨物例は武器禁輸国向けの取引について特に慎重審査を求めるものであるため、御指摘のとおり資料を修正します。

2. 関連する CISTEC 以外からの提出意見に対する回答

意見

1. 対象品目に関して、

今回の改正で半導体製造装置、検査装置は貨物としては対象外とのことでしたが、

(1) 部分品 (例: 半導体製造装置に組み込まれる搬送ロボット) も対象外の範囲に含まれるのでしょうか。

(2) 対象品目である特定品目は HS コードで判定することによってよろしいのでしょうか。(3) HS コードが特定品目に該当しない場合には用途要件、需要者要件に関係なく非該当との認識でよろしいのでしょうか。

2. 用途要件に関して、

通常兵器の開発等に用いるについて、

(1) エンドユーザーで最終的に何に用いられるかわからない場合はどのような判定になるのでしょうか。(例: 半導体製造装置に用いられることが分かっ

ているが、それ以上のことは分からない場合等)

(2) 知っているとは、HP 等で通常兵器の開発等を行った経歴や、中国の軍工四証を取得している情報を入手したことも該当することになるのでしょうか。

3. 需要者要件に関して、通常兵器の開発等を行った、行う予定について、

(1) 新たに制定される通常兵器に関する外国ユーザーリストに掲載されている場合、該当になるとの認識で良いのでしょうか。

(2) 知っているとは、HP 等で通常兵器の開発等を行った経歴や、中国の軍工四証を取得している情報を入手したことも該当することになるのでしょうか。

4. 明らかガイドラインに関して、

(1) すべての設問が明確に説明ができないと通常兵器の開発に用いられないことが明らかにならないとの認識でよろしいのでしょうか。

【回答】

1. 特定品目の確認は貨物等省令第 14 条の 2 各号記載の HS コードに基づいて行っていた大きくことになり、輸出貨物等が同条記載の HS コードに当たらない場合、客観要件を確認する必要はございません。部分品は HS コードで対象となっていないものは対象ではございません。

2.

(1) あらゆるケースを一概に整理することは難しいため、個別具体的な事例について判断に迷われる場合には、安全保障貿易審査課にメール (bzl-anposhinsa-catchall@meti.go.jp) でご相談ください。

(2) 用途要件は当該取引について判断いただくため、過去に通常兵器の開発等を行った又は今後行う予定があることについては、需要者要件でご確認ください。

3.

(1) 御理解の通りです(「明らかなとき」(通常兵器開発等省令第2号又は第3号)を除きます。)

(2) あらゆるケースを一概に整理することは難しいため、個別具体的な事例について判断に迷われる場合には、安全保障貿易審査課にメール(bzl-anposhinsa-catchall@meti.go.jp)でご相談ください。

4. 輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項以外をご確認いただき、「明らかなとき」と判断できない場合には許可申請が必要です。

意見

1. 通常兵器キャッチオール規制の客観要件が変更され、一般国の需要者要件が追加となった場合について、質問です。

以下の(a)(b)の場合については「需要者が通常兵器の開発等を行った又は行う予定と知っている」に該当するのでしょうか？

(a) 需要者 HP の会社紹介ページに「武器装備の研究開発および生産に関する機密資格証明書、国軍標準品質管理システム認証証明書、機密情報システム統合甲級資格を取得しています。」と記載されている。

(b) 需要者の HP に取引先として「公安」「公警」(中国の警察組織)が記載されている。

2. 客観要件における「需要者」の定義および「開発等」の定義について質問です。

(1) 「需要者」の範囲は独立した法人であり、親会社・子会社・グループ会社等の別法人は対象外と認識しております。一方で、需要者が複数の事業部等を有する大規模な企業等で、例えば弊社の直接の取引先の事業部は民生品を担当しているが、別の事業部が兵器産業向けに部品を納入しているような場合、当該需要者は「兵器等の開発等を行った又は行う予定」とされるのでしょうか？

(2) 「通常兵器の開発等」には、兵器に使用される部品の納入も含まれるのでしょうか？

【回答】

1. あらゆるケースを一概に整理することは難しいため、個別具体的な事例について判断に迷われる場合には、安全保障貿易審査課にメール(bzl-anposhinsa-catchall@meti.go.jp)でご相談ください。

2.

(1) 需要者は法人単位が原則であり、このケースは「通常兵器の開発等を行った又は行う予定」に該当しますので、明らかなガイドラインにより通常兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合は許可申請不要となります。

(2) 通常兵器の製造に使用されることから通常兵器の開発等に含まれます。

意見

輸出令の16項(1)として特定品目として設定した場合、16項の性質上、特に90類(9027.50、9014.80など)については、多くが多量に販売される汎用品であり、輸入者やディストリビューターでストックされてから、現地の多数の一般ユーザーに販売されるのが現状です。この場合、ひとつひとつの需要者を確認し審査することは現実不可能です。

この場合、一般輸入者であるストック業者や卸業者を審査し、通常兵器に不正使用、不正利用がなきよう卸売りや現地販売することを誓わせる誓約書や契約書などを輸入者から提出させるなどの方法で、用途および需要者要件を担保をさせればよいと思います。

現実的に不可能な手続きを強いることは、一般輸入者やディストリビューターとのビジネスの阻害になりかねません。また汎用品となりますので、販売される相応に数量も大きく、いずれにしろリスト規制が前提にあるため、16項特定品目の決め方を、大雑把なHSコード分類だけで決定するのは、乱暴かと思います。

【回答】

ストック販売の場合で需要者が未確定の場合

sankoushin2024/20250317.pdf

は、需要者に係る確認ができないので、需要者要件のチェックは、原則、不要です。ある程度の需要者が想定される場合には、念のため、想定される需要者について、需要者要件の確認をしていただくことが望ましいと考えます。

また、貨物の輸入者（ディストリビューター）のみしか分からない場合には、懸念用途へ用いられないことがないように、念のため、貨物の輸入者（ディストリビューター）について、需要者要件の確認をしていただくことが望ましいと考えます。

なお、ストック販売の場合でも、例えば、汎用品の中には、ある特定の用途に専用で用いられる民生品もあることから、法令上、用途要件に該当することがあり得ますので、用途要件のチェックは行ってください。

リスト規制は「品目」に該当すれば（該非判定）、原則輸出許可が必要ですが、キャッチオール規制は、今般輸出令別表第一の16の項（1）に規定される品目も含め、輸出者において、客観要件（用途・需要者）該当性を確認して輸出許可の可否を判断することになります。

3. パブコメ結果を踏まえた今後の課題等

今般の通常兵器キャッチオール規制の改正は、2024年4月に公表された産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会の中間報告に盛り込まれた一部の提言について制度化をしたものである。そこでは、本規制の見直しの背景として、

- ・一般国向けのインフォーム要件のみとする我が国の通常兵器に関する補完的輸出規制に関し、欧米等の同盟国・同志国との国際協調に取り組むことが必要
- ・一般国向けの輸出について、インフォームにより許可申請を求められた企業と、そうでない企業（事前相談をしない者）との公平性を担保する必要
- ・昨今の情勢を鑑み、グループA国を經由した迂回調達の課題への対策が必要

というものである（詳細は以下 CISTEC 解説資料を参照）。

<https://www.cistec.or.jp/service/>

その方向性については、リスクベースドアプローチに基づき安全保障上のリスクがより高い取引に厳に焦点を当て、リスクが低い取引の合理化を追求する（中間報告）等というものであり、昨今の国際情勢や、企業の自主管理の観点を踏まえると、濃淡管理する品目を限定し客観要件を定めるなど、その規制の明確性、予見可能性が高まり適切なものである。

CISTEC が 2024 年 1 月に提出した包括的要望書において通常兵器キャッチオール規制の見直しに関しても要望したが、基本的枠組みに関して多くの点が当局の理解を得て反映されたと思われる。

他方で、その枠組みの下での運用についても、企業において遵守できるものとすることが重要となってくる。今回のパブリックコメントにおいて、その規制の運用等に関し CISTEC から意見を提出し、今後 Q & A の公表等を通じて解釈が明確される点もあることが確認できた一方で、適切に遵守できるか否か不安な点、課題とされる点も残されている。その点が今後早期の段階で少しでも払拭されるよう、以下のとおり課題を整理した。その認識を改めて共有するとともに引き続き当局との意見交換等を実施していきたい。

○1の項に掲げる貨物の範囲の明確性担保—特にWAのMLとの関係で

今般の改正において、一般国向けの客観要件の判断に際し、16の項（1）に列挙された品目が通常兵器の開発や製造等に用いられるか確認する必要があるが、その「通常兵器」の範囲は「1の項に掲げる貨物」とされている。例えば、輸出される「集積回路」が1の項の中欄に掲げる（1）～（17）の貨物（核兵器等を除く。）の製造等に用いられるおそれがあるかどうかという確認が必要となるが、その用途の確認に当たっては、現行の1の項の中欄に掲げる貨物が不明確なものとなっている。

我が国はWAに参加しており、その合意を履行する観点から、MLリストは全て規制対象としてカバーしていることが前提であると考えられるが、提出意見のとおり、例えば、「地上用レーダー」を例にすると、MLリストではML5. に監視・警戒のための探知装置があるが、現行の1の項ではそういった

性格の装置の規定は見当たらない。レーダーが類推される品目例として「軍用航空機」が規定されているが、その関連品目として規定されているのは、航空機の「部分品」と「附属品」のみである。「部分品」は航空機の部分をなすものであり、「附属品」は航空機に付随するものとして現行規定ではパラシュートなどが規定されているが、このように「部分品」及び「附属品」の性格を踏まえても、少なくとも監視・警戒のための探知装置が本規定に含まれていないことは明らかであるし、地上に設置する装置を「部分品」や「附属品」と位置付けて輸出者側に解釈させることは困難と言わざるを得ない。

仮にどこかの規定に含まれると解釈する場合でも、その類推が困難な貨物の規定に含まれるとするのであれば、明示的に「含む」規定で明示されていない以上、それを産業界が認識することは非常に困難である。

これまでは1の項の中欄に掲げる貨物は、そこに列挙されている品目を取り扱う防衛関連企業など一部の企業が主に関係してきたが、今回の通常兵器キャッチオールの見直しにより、武器禁輸国以外の一般国に集積回路等の汎用品を輸出する企業も、その客観要件の判断に当たって、大きく関係してくることとなるほか、客観要件の判断のために輸出先企業に照会したり誓約書を取ろうとする場合も関係してくるが、輸出先企業側が1の項の規定に照らして判断することは不可能である。

このように、1の項は、これまでの防衛関連企業の防衛装備の輸出の局面に限られていた状況とは大きく異なってきており、通常兵器キャッチオール規制の実効性を確実に担保するために、1の項を一般の輸出企業や輸出先企業が明確に理解できるものとするのが必須となってきているものである。そういう意味で、今回の通常兵器キャッチオール規制の見直しにおいて、1の項はその客観要件を判断するに当たっての外延を定める重要な規定であるが、現行の規定ぶりでは外延が不明確であり、万人が理解できるような規定でなければ法的安定性も欠け、客観要件の判断が適切にワークすることは困難であると思われる。

加えて、MLリストの品目の一部は14の項にも掲げられていることから、これを製造等するために16の項(1)に掲げる貨物を輸出しようとする場合に

は、今回の通常兵器キャッチオール規制の対象にはならない点もある。

このように通常兵器キャッチオール規制の運用に当たって、外為法上は、いわゆる「武器」や「通常兵器」という前提となる基本的概念の考え方が不明確となっている。

他方で、今回のパブリックコメントの結果において、1の項に関し「許可を受けなければならない場合については明らかと考えますが、…」とされているが、MLリスト品目の全てについて1の項のどの号に含まれるのかを個別に検討してみれば、説明できない品目が多々出てくると考えられる（1の項には、MLリストにあるようないわゆるC4ISR的品目が示されていない。）。

今後極力早期に解決が図られるよう、上記のような問題意識も踏まえつつ、MLリストを何らかの形で1の項に含まれることが明確化されることを産業界としても喫緊の課題として要望し、防衛装備移転と通常兵器キャッチオール規制の両局面において実効性ある運用が確実に担保されるよう手当てされることを期待したい。

○「軍用〇〇」の意味合いの改めての認識の共通化・明確化

1の項においては、「軍用車両」や「軍用船舶」といった「軍用〇〇」という規定がある。本規定に関し、「軍用」というのは、軍の用に供するものとして特別に設計された専用設計品を意味するものであるが、他方で、提出意見のとおり、時として当局において、「軍が使用するもの」と捉えたご指導がなされて困惑するという声も聞かれる。

現行の1の項において、「軍用」の解釈は直接的に定めているものはないが、防衛装備において、経産省QAでは「防衛装備」に当たるか否かは、当該貨物の形状、属性等から客観的に武器専用品と判断できるものとし、いわゆる汎用品は、…「防衛装備」には該当しないものとされており（第174回衆・経産委平成22年4月16日経産大臣答弁（武器輸出三原則における「武器」の考え方）と同様）、これと同義の考え方であると思われる。さらに過去の経産省QAにおいては、「武器」の定義のうち、「軍隊が使用するもの」に関し「現に軍隊において使用されるという意味ではなく、貨物の形状、属性等から、

専ら軍隊において使用される仕様であると客観的に判断されるものを意味」するとしており、過去の国会答弁（第185回参・外防委 平成25年11月5日貿易管理部長答弁）においても、「軍隊が使用するもの」に関し「軍隊が使うか使わないかという意味では必ずしもなく、貨物の形状、属性などから客観的に判断いたしまして、専ら軍隊において用いられるよう仕様を設計されたものというふうに運用している」とされている（加えて、外為法の輸入承認における、輸入注意事項においては、「軍用とは軍用に特に設計したもの」と定義されている。）。

このように、過去のQ Aや国会答弁においては、「専ら軍隊において使用される仕様」、「現に軍隊において使用されるという意味ではない」と明確にされている。

そういった観点から考えると、例えば、軍隊が基地周辺の警戒に使用するために（用途）我が国から車両を輸出しようとする場合、その車両は（軍用に特別に改造等された車両は除き）「軍用車両」という概念には当たらない。軍隊がインフラ整備を行うために（用途）我が国から建機を輸出しようとする場合においても同様である。

今回の通常兵器キャッチオール規制の運用において、軍隊が基地周辺の警戒に使用するために（用途）我が国から車両を輸出しようとする場合、その車両の用途は、1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等を除く）の製造等に用いられるわけではないから、用途要件において対象とはならない。また、需要者要件においても、当該貨物の用途等から当該貨物が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかであれば対象とはならない。

このように1の項に掲げる貨物の規定の解釈は通常兵器キャッチオール規制の運用に際し重要なものであり、それぞれの規定の意味合いや解釈に関し、前述で述べた論点とともにその明確化、官民における認識の共通化を改めて図ることが重要である。

○輸出者等が「入手した文書等」の考え方

本規定は、輸出者が輸出取引における商慣習や取引実態の範囲で入手することが通例である文書等と捉えることが適切である。企業規模によって、入手可能な文書等の範囲は異なり、全ての企業に同一の情報量を調査させることは不可能である。ホーム

ページの情報一つ取っても、検索の方法等によってその範囲は異なる可能性もある。ましてや有償のデータベースなどの情報は、企業によってその入手可能性は異なり、一律にその情報が対象となることは現実的ではない。当局に相談した場合にも、その情報の調査を求められても対応が難しい。

通常兵器は大量破壊兵器とは異なり、その製造等が禁止されておらず、それに関連した商取引も行われている。そういった中で過度な調査の要求等があってはビジネスに支障も生じかねず、客観要件の判断に当たってもワークしないことになってしまうことから、「入手した文書等」の考え方について、可能な限り明確化・認識の共通化をされることが必要である。

今回の提出意見に対する回答では、意見で例示した有償情報や信頼性が担保できないネット情報等が「入手した文書等」に含まれるとの指摘はなされていない（含まれるのは外国ユーザーリストであるとの前提で説明もなされてきた。）。これは、制度設計において、客観要件を極力絞り込み、更に明らかなガイドラインに該当する場合には許可申請は不要との枠組みにしていることから、それ以外で輸出者が見た場合に直ちに許可申請義務が発生するとするのは整合的ではないからと考えられる。

他方で、提出意見に対する回答では、補完的輸出規制に関する通達においては、従前より「輸出者等は、…入手した文書その他の情報のうち自らにとって都合が悪いものに対し目隠ししないこと。」とされている点の指摘がなされている。これは規制の枠組みとしては必要最小限にしてはいるものの、自主管理においては懸念材料について慎重に検討すべきとの趣旨と考えられる。この点はキャッチオール規制に限らず、リスト規制も含めて顧客審査の基本でもあり、産業界としては、本通達の趣旨を踏まえ、自主管理促進のため企業においては可能な限り様々な情報を見ることが推奨されている点についても留意することが必要である。

○外国ユーザーリストの内容

外国ユーザーリストは、キャッチオールの運用に際し、明確性、予見可能性が高まるものであり、通常兵器キャッチオールに対応したリストが公表されることは産業界にとって大変有効なものとなる。産

業界の長年の要望が容れられたものであり、画期的と言える。輸出取引等においては、政府による情報統制や懸念者による調達の巧妙化、複雑化の中で、契約書等において通常兵器等の開発等を行うことが記載されていることや、連絡があるということは考えにくく、本リストに掲載されることが実効的な方法となってくる。今後、本リストの公表に当たっては、当局が懸念される者をできるだけ多く掲載されることが望ましく、それによって企業における濃淡管理もより適切に行えるようになる。

例えば、懸念が指摘されるような者であっても、本リストに掲載されていない場合、自主管理において当局への相談を行うことも考えられるが、そのようなケースが多くなるとビジネスにも支障が生じ、当局においても審査以外にも膨大な相談を受ける事になる可能性も考えられる。通常兵器は大量破壊兵器とは異なり、その製造等が禁止されているものではなく、それに関連した商取引等が行われるものであることから、そういった実態も踏まえつつ、企業におけるビジネスの阻害や、自主管理上の過度な負担とならないような配慮がなされることが必要である。

また、リストに掲載されていない懸念者や、改正頻度にもよるがリストへの反映に間に合わない場合など、当該情報がどのような形で産業界に提供されることになるのか、個別に企業毎に提供されることとなると企業間における公平性や、法的安定性も欠けるほか、情報を知らされていない輸出者がリスクある取引（迂回輸出等）に巻き込まれるおそれも出てくる。通常兵器キャッチオール運用に際しては、企業によって偏りがなく、同一の情報が提供されている状態が確保される環境の整備が必要となる。

なお、外国ユーザーリストは、制度的にはキャッチオール規制上のものであるが、リスト掲載企業への輸出について慎重に検討すべきことはリスト規制においても当てはまる。この点は、前掲の補完的輸出規制に関する通達の趣旨である「様々な情報に当たり、懸念材料を無視しない」という点についても同様である。

この点は、制度上反映されることが望ましく、例えば、輸出者等遵守基準の中の顧客審査関連の部分に何らかの記載をすることも一案かもしれない（「努めること」の項目として）。国際的な安全保障情勢が

かつてなく厳しさが高まる中で、同志国連携の中で懸念者についての顧客審査をどうすべきかという点も重要な課題となってきたと思われる、その点も含めて、今後「中期的課題等」の一つとして検討されることが望ましいと思われる。

以上